

留学生別科とは何か ①

—留学生別科から見た日本語教育—

What is a Japanese Language and Culture Course ① Japanese language education seen from Japanese Language and Culture Course

梶原綾乃

要旨

留学生別科(以下別科)は、大学に入学するまでの予備教育機関だが、過去他大学の別科数の推移を調べると、多くの別科が生まれては消えていっている。その一つの原因に、予備教育機関における生活指導の問題があると指摘する。留学生の生活問題は、日本語教育の制度としての歴史と深くかかわっており、それが各私立大学、各日本語学校に預けられ、明らかにされないまま現在に至っていることを指摘する。また具体的に生活指導の業務を分類しながら、その業務や現状を研究対象にすることが、今後の日本語教育、留学生教育に貢献するものだと述べる。

キーワード： 予備教育型留学生別科、生活指導、日本語学校

1. 研究の背景、動機～なぜ留学生別科は、泡沫のごとく消えていくのか

2014年に朝日大学留学生別科に着任が決まったとき、新しい職場を知るために「留学生別科」とは何か調べたことがある。だが当時は、明確な定義がないまま、様々な形態の留学生別科が存在していた。さらに、全国の大学でどれくらいあるかを調べると、ある資料では当時50校弱あったが、そのうちの1割以上が募集停止中となっていた。これから大学の留学生別科で働こうとする者にとって、背筋が寒くなる現象であった。

それから8年が経ち、ここ2年はコロナ問題のために留学生は減る一方の中、再度調べてみることにした。すると、さらに留学生別科が生まれ、消えていた。またサイトによって一覧リストは数も掲載大学もバラバラで、公式に統一された資料は皆無だった。実際、朝日大学留学生別科が記載されていないリストもあった。

	調査・掲載時期		掲載別科	募集停止	出典
私立大学・短期大学が設置する留学生別科一覧	(平成15年4月現在)	2003年4月	63		文部科学省 >中央教育審議会 大学分科会留学生 部会(第6回)資料7
外国人留学生向けの教育を行う大学別科における教育の実施状況の公表について	平成28年5月	2016年5月	67		文部科学省 >留学生別科について
私立大学留学生別科一覧	【2018.8現在】	2018年8月	75	14	日本私立大学 団体連合会
日本私立大学団体連合会 日本語教育連絡協議会	平成30年 11月16日現在	2018年11月	76	15	日本私立大学団体 連合会 日本語教育連絡 協議会 資料
日本語教育機関 総覧 2019-20	不明 随時修正	2021	90 (うち31校 未収録)		実用日本語検定 J.TEST
別科 Wikipedia		2022年3月3 日最終閲覧	75	(募集停止 中含む)	Wikipedia

表1 留学生別科一覧のサイト(最終閲覧 2022年3月3日)

複数のサイトを整理すると、国費留学生を受け入れるために東京外国語大学と大阪外国語大学(現大阪大学外国語学部)が別科を設立した1954年から2020年までの間に、120近くの大学・短期大学が留学生のための別科を設立していた。(別紙 表2)しかしそのうち確認できる範囲ではあるが、2021年度現在、59校、約半数の別科が募集停止あるいは廃止になっている。もちろん、この2年のコロナ問題の影響や大学自体の統廃合、廃止などが原因の場合もある。だが過去に存在していた留学生別科の中には、現在大学の沿革にすら記載されていないところもあった。

なぜ、留学生別科は泡沫のごとく現れては消えるのか。そもそも留学生別科とは何なのか。8年の業務経験を経て、改めてまとめてみたい。

2. 留学生別科の定義、種類、歴史、設置条件

学校教育法第91条に「大学には、専攻科及び別科を置くことができる。」と書かれている。

「③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者(…高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者…または文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者)に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。」

とされている。

文部科学省の HP にも同様の文面がある。

「簡易な程度における特別の技能教育を施す目的で設置できる大学別科のうち、主に外国人留学生への準備教育を主として設置されるものを、一般に留学生別科と称します。

(平成 28 年 5 月登録)

大学という名称ではあるが、あくまでも大学の附属機関であることがわかる。外国人留学生対象の別科以外にも調理や助産、養護教員養成などがある。

各大学によって名称は違うが、留学生別科は大きく分けて 3 つのタイプがある。協定大学の留学生を短期間受入れ、日本語を学びながら日本の文化を体験するスタディ・アブロード型と、大学や専門学校進学を目的とした予備教育型、そして(両者の)融合型である。

留学生別科の歴史は古く、前述の国費留学生受け入れた 1954 年に大学進学予備教育として生まれた。戦後、日本で正式に受け入れた留学生は 23 名だったという。

また設置条件は、学部や学科開設に比べると、届出だけで認可を必要とせず、しかも校地面積等の条件もなく、非常に簡易的である。

3. 留学生別科が生まれては消えていく原因

前述の消えた留学生別科のほとんどは、予備教育型であった。別科だけでなく、大学(短期大学)自体が統廃合されたところもある。それはつまり、留学生別科が、減少する日本人学生の代わりに定員を埋めるための方策だったことが伺える。校地面積も求められず届出だけで開くことができたという点も、安易に開設された原因だったであろう。

さらに春口(2021)は『『留学生 30 万人計画』の検証』において、留学生の在籍管理の問題に言及している。具体的に過去の事例をあげ、「実際は在籍管理が徹底を欠いている機関は数多く存在するだろう。(これらは)まさに氷山の一角である」と問題視している。安易に別科を設置して留学生が集まったはいいが、その指導管理の業務の多さに「割が合わなかった」ためではなかろうか。

外国人留学生の問題は、実は国費留学生を受け入れた 1954 年より常に問題視されてきた。日本語能力はもとより、住居問題や給付などの経済的な問題、そして異文化をなかなか受け入れない日本人の閉鎖性など、国会で議題に上がるほどであった。(山本 2014、川上 2016)

国費留学生に関しては、受入れの対応主体が文部省とその外郭団体であることが明確であったため、問題の認識と改善への対応が行われ、少しずつ改善していった。しかし、私立大学の私費留学生に関しては、「第一義的にその大学当局がするべきであり、文部省では予算的定員の裏付を要求することが困難なので、各大学の努力と善意を待つほかない、という態度をとっていた」と 1967 年当時の文部省大学学術局留学生課長が述べている。(川上 2016)

では、私立大学が今日まで、留学生の受入れ体制を整備してきたのかと考えると、一部の大学を除いて、行っていなかったと言えるのではないだろうか。なぜなら、多くの大学は、日本語学校という予備教育機関を経て入試に合格した者のみを受け入れてきたからである。大学関係者は、日本語学校などの予備教育機関で、能力的、経済的に「選抜された」留学生しか知らないのである。

留学生の受入れ問題の多くは、実は 50 年以上前から、各大学の「努力と善意」に任されて以来、何ら解決をしていないのである。つまり、留学生の受け入れ体制は、国策から各私立大学に丸投げされ、さらに、構造的に下部に存在する日本語学校に全てをさせているという仕組みである。そして、予備教育型の留学生別科は、その大学と日本語学校の狭間に存在するのである。それゆえに定員充足のため安易に留学生別科を開設し、いざ留学生を受け入れてみると、続出する問題に対応しきれず、一部は新聞沙汰になり、一部は「割に合わない」として募集停止、閉鎖に至ったのではないかと考える。

4. 予備教育機関における留学生への指導内容(筆者の過去の専任経験)

前述のように国公立大学や一部の私立大学、また大規模の予備教育機関では、留学生の母語が通じる職員や生活指導専門の職員(留学生アドバイザー)がいるが、小規模の予備教育機関では、それらを日本語教師が兼務しているところが多い。筆者が過去に在籍していた複数の機関(短期大学、日本語学校、専門学校、留学生別科)での業務を、以下に挙げる。

	業務内容
日本語指導	① 日本語の授業、評価、教材選択、シラバス作成
	② 非常勤講師の採用、指導指示、定期的な会議
進路指導	③ 大学・専門学校の進学指導
	④ 大学院の進学指導
	⑤ 就職指導、帰国指導
生活指導	⑥ 出席管理(遅刻、早退、欠席、問題ある学生の指導)
	⑦ 住居問題(引っ越し手続、近所のクレーム対応、指導)
	⑧ 役所手続、ビザ管理
	⑨ アルバイト管理(違法性がないか)
	⑩ 学費指導(支払いの督促、相談)
	⑪ 連絡が取れない学生の搜索、母国との連絡、退学指導
緊急対応	⑫ 病気、事故、事件対応
	⑬ 人間関係(授業態度、喧嘩、精神疾患等)
行事指導	⑭ 入国受入れ対応
	⑮ 入学式、卒業式、遠足、運動会、スピーチ大会等
学生募集	⑯ 広報、海外出張

表3 小規模日本語学校での日本語教師の仕事の一例

①～⑤に関しては、本来の日本語教師の仕事であるため、今回は割愛する。特筆すべき点は、生活指導以降の業務内容である。

予備教育機関では、出席率を基準にビザ更新が行われている関係上、留学生の出席率は80%以上を確保する義務がある。(機関によって諸説あり)90%を切る学生には指導が求められる。

⑦の住居問題は、来日直後で慣れない畳や布団の生活、エアコンの不備等によるクレームをはじめ、管理人を仲介せず友人同士で引っ越ししたり、規定の人数以上で住み、深夜遅くまで大騒ぎをして近所からクレームが来たり、ゴミ出しのマナーを指摘されたりしたときの対応である。

⑧の役所手続は、来日直後の手続を始め、銀行口座の開設、引っ越しによる転居届、あるいは進学やビザ更新等で必要な書類を取り寄せるための指導などである。帰国する際も、必要な手続きを指導しなければならない。

⑨のアルバイト管理は、まず違法なアルバイト(風営法に関する業務)でないかどうか、また週28時間以内の資格外活動かどうかを管理指導しなければならない。それと並行して、⑩学費の支払いに関して、督促したり支払えない場合の相談を受け付けたりする。

そして、欠席が続き連絡もできなくなった学生に関しては、友人関係や母国の家族を通して、⑪自宅訪問や搜索をしなければならない。行方不明者、除籍者が多い予備教育機関は、出入国管理局より「非適正校」とみなされ、機関の管理能力が低いと判断され、新入生の受入れに制限がかけられたり、留学ビザの期間が短くなったりする。そのため、日本語学校は、問題のある留学生を

見つけ出し、本人に納得させたいうえで退学手続きをとり、「実際に空港まで同行して」出国したことを確認し、入国管理局に届けなければならない。

また留学生には国内に保護者がおらず、機関が保証人としてみなされるため、病気や事故、事件などに遭遇した場合は、24 時間に対応せざるを得ない。多くの教職員はそのために専用の携帯電話を職場から与えられることもある。

さらに、授業態度が不良な者、学生同士の喧嘩、精神疾患が疑われる症状の学生等に、随時対応しなければならない。

他方、小規模で日本語教員個人に生活指導を任せているがゆえに、時には人権的に見るとパワハラではないかと思われる生活指導も散見される。具体的に説明もないまま「学生は当然ルールを守らなければだめだ」として従わせようとしたり、問題学生を狭い別室に隔離し意味のない書き取りをさせたりするなどの処罰行為も行われている。(実際、筆者もかつてせざるを得ないときがあった)。それらの問題が表面化しない原因は、対応する教職員が少ないためであったり、日本語教員自身が「日本の学校文化」しか知らないため「それが常識だ」と信じて行われている。また留学生自身も、日本に保護者がおらず、日本の社会を相対的に理解していないため、それが「日本の学校文化」だと容認されてしまうのである。

最近では、このようなことが起こらないようにするために、様々な場で対策が講じられている。

多くの日本語学校が加盟している日本語教育振興協会(日振協)では、毎年「生活指導者担当研修」が行われている。また留学生別科も、日本私立大学団体連合会内にある日本語教育連絡協議会にて、毎年 11 月に日本語教員のみならず留学生担当の職員も参加し、各大学で情報共有が行われている。

しかし留学生の生活指導に関する研究論文は非常に少ない。(花見 1998、全 2009、春口 2021) 多くは教員の仕事ではなく職員が担当しているからではないかと考える。あるいは、異文化適応、留学生アドバイジングからの視点はいくつか挙げられるが(井上・鈴木 1994、田中 2000、横田・白土 2001、渡邊 2010)、ほぼ大学の留学生センターなどで組織的に行われているものである。

大学で日本語教育を専攻し、晴れて予備教育機関に就職できた日本語教師の多くは「これは、私の仕事だろうか」と失望するのではないだろうか。それだけ日本語学校の生活指導に関して、明らかにされていないのである。

5. 日本語学校と大学の狭間に存在する留学生別科

「日本語さえ教えれば、日本に適応できる」というのは大きな間違いである。外国人留学生に対しての環境適応の保証は、1954 年以降ずっと棚上げにされ、予備教育機関の管理問題や留学生個人に矮小化され続けている。外国人留学生が起こしたとされる犯罪の多くは、いわゆる「日本語能力が低い学生」によってではないかと考える。日本社会の仕組みを十分知らないまま、自分たちの力で何とかしようとした結果ではないだろうか。それを「質の悪い外国人」と決めつけ、そもそも来日前から悪事を計画していたかのような扱いで、外国人留学生問題を語ることに強い違和感を覚える。

生活指導も、日本語教育である。「教育」とは「教え、育てること」である。教えることは、限られた時間内での「点」の活動である。授業に出席して勉強するという「点」の積み重ねが日本語能力につながるであれば、育てることは、「線」あるいは「面」での活動である。留学生たちが日本に適応していくこと、そのための生活指導、それが留学生を育てることになるのではないだろうか。

日本語学校などの予備教育機関を対象とした研究、あるいは留学生の生活指導を対象とした研究はまだまだ足りない。だが、日本語学校の日本語教員に研究する余裕は、小規模であれば

あるほど、おそろくない。(筆者自身できなかつた)。予備教育型の留学生別科は、日本語学校と大学の狭間に存在する。生活指導を研究とするためには、留学生別科教員としての役割を痛感している次第である。

参考文献

- 井上孝代・鈴木康明(1994)「留学生とカウンセリング(3)ー留学初年度の生活指導におけるカウンセリング活動の意義ー」東京外国語大学留学生日本語教育センター論集 20:127-142
- 大橋敏子(2008)「外国人留学生のメンタルヘルスと危機介入」京都大学学術出版会
- 梶原綾乃(2018)「朝日大学留学生別科生活実態調査」朝日大学留学生別科紀要(第15号)
- 川上尚恵(2016)「戦後の日本国内の外国人留学生ー1950~60年代の「留学生教育問題」を中心として」神戸大学留学生センター紀要 22 21-40
- 全成君(2009)「日本語学校における生活指導(特集 留学生の生活支援)」留学交流 21(9), 14-17, 2009-09
- 田中共子(2000)「留学生のソーシャル・ネットワークとソーシャル・スキル」ナカニシヤ出版
- 花見槇子(1998)「留学生の危機的状況にどのように対応するか」1994年度JAFSA助成研究報告書
- 春口淳一(2021)「小規模大学の留学生政策 エンロール・マネジメントと日本語教育の可能性」早稲田大学出版部
- 山本冴里(2014)「戦後の日本と日本語教育」くろしお出版
- 横田雅弘・白土悟(2001)「留学生アドバイジング 学習・生活・心理をいかに支援するか」ナカニシヤ出版
- 渡邊優生(2010)「留学生教育交流の実情と多文化共生への可能性~FSA としての実践報告~」鈴鹿国際大学紀要CAMPANA No. 17, 81-100
- 「学校教育法」 e-gov 法令検索:
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>
- 「学校教育法施行令」 e-gov 法令検索
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=328CO0000000340>
- 「学校教育法施行規則」 e-gov 法令検索:
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011>
- 「大学設置基準」 e-gov 法令検索:
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331M50000080028>
- 「日本における大学設置認可にかかる基準等について」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/002/gijiroku/011101/011101.htm
- 「大学設置基準」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/053/gijiroku/_icsFiles/afldfile/2012/10/30/1325943_02_3_1.pdf
- 「主な認可・届出事項等一覧(大学)」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afldfile/2020/04/16/1368921_02.pdf
- 「私立大学・短期大学が設置する留学生別科一覧(平成15年4月現在)」中央教育審議会大学分科会留学生部会 2003年5月2日議事録
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/007/gijiroku/03050201/006/003.htm
- 「Ⅲ.私立大学留学生別科一覧【2018.8現在】」日本私立大学団体連合会
https://www.shidai-rengoukai.jp/s_courses/index.html
- 「外国人留学生向けの教育を行う大学別科における教育の実施状況の公表について」 文部科学省(平成30年度大学別科の教育の実施状況)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1382457.htm
- 「日本語教育機関総覧 2019-20」 実用日本語検定 J.TEST
<https://j-test.jp/souran/>

(以上、URL 最終閲覧 2022年3月3日)

留学生教育の歴史	設置年度		留学生教育の歴史	設置年度							
1954年 文部省国費 外国人留学生制度創設	1954年	1	東京外国語大学	2003年 留学生10万人達成	64	名古屋商科大学					
		2	大阪外国語大学(現大阪大学)		65	流通経済大学					
	1960年	3	千葉大学		66	目白大学					
	1962年	4	亜細亜大学		67	藍野学院短期大学					
	1964年	5	東海大学		68	樟蔭東女子短期大学					
	1965年	6	早稲田大学		69	東京福祉大学					
	1970年	7	近畿大学		70	北海道文教大学					
	1972年	8	拓殖大学		71	浜松大学					
	1973年	9	西南学院大学		72	桜美林大学					
	1974年	10	南山大学		73	中京学院大学					
1983年留学生10万人計画	1976年	11	関西外国語大学	74	常葉大学						
		12	創価大学	75	中日本自動車短期大学						
	1978年	13	麗澤大学	76	富士常葉大学						
		14	大東文化大学	77	神奈川工科大学						
		15	長崎総合科学大学	78	ノースアジア大学						
	1980年	16	京都外国語大学	79	摂南大学						
	1981年	17	天理大学	80	文化学園大学						
	1982年	18	東京国際大学	81	神戸国際大学						
	1985年	19	龍谷大学	82	中部学院大学						
	1988年	20	杏林大学	83	湘南工科大学						
1990年 国立大学に 留学生センター設置開始 1991年 大学設置基準の 大綱化	1989年	21	城西大学	84	岡山理科大学						
		22	産能短期大学	85	吉備国際大学						
		23	名古屋学院大学	86	千葉科学大学						
		24	別府大学	87	筑波学院大学						
		25	つくば国際短期大学	88	折尾愛真短期大学						
	1990年	26	帝京大学	89	京都西山短期大学						
		27	慶應義塾大学	90	横浜商科大学						
	1991年	28	明海大学	91	環太平洋大学						
	1996年12月 入管 身元保証人制度廃止	1992年	29	愛知学院大学	92	関西大学					
			30	愛知淑徳大学	93	福岡大学					
1993年		31	日本文理大学	94	工学院大学						
		32	中部大学	95	日本ウェルネススポーツ大学(茨城)						
		33	大阪国際大学	96	日本ウェルネススポーツ大学(東京)						
1994年		34	日本工業大学	97	日本ウェルネススポーツ大学(沖縄)						
		35	文教大学	98	広島文化学園大学						
		36	九州女子大学	99	金城大学短期大学部						
		37	沖縄大学	100	西日本短期大学						
		38	国際武道大学	101	山野美容芸術短期大学						
1996年12月 入管 身元保証人制度廃止	1995年	39	北陸大学	102	関西国際大学						
		40	常葉学園短期大学	103	国際医療福祉大学(大田原キャンパス)						
	1996年	41	大正大学	104	名古屋商科大学						
		42	東日本国際大学	105	芦屋大学						
	1998年	43	城西国際大学	106	東亜大学						
		44	九州国際大学	107	国際医療福祉大学(成田キャンパス)						
	1999年	45	久留米大学	108	星槎道都大学						
		46	同志社大学	109	佐野日本大学短期大学						
		47	東北文教大学短期大学部	110	花園大学						
		48	神戸学院女子短期大学	111	大阪観光大学						
2000年	49	神田外語大学	112	武蔵野大学							
	50	十文字学園女子大学	113	開智国際大学							
	51	東京経営短期大学	114	宝塚医療大学							
	52	桐蔭横浜大学	115	畿央大学							
2001年	53	朝日大学	116	九州情報大学							
	54	岐阜経済大学(現岐阜協立大学)	117	国際医療福祉大学(大川キャンパス)							
	55	倉敷芸術科学大学	118	名古屋芸術大学							
	56	薬城大学	不明	北洋大学(旧苫小牧駒澤短期大学部)							
2002年	57	名古屋外国語大学									
	58	愛知大学									
	59	高松大学									
	60	愛知産業大学									
	61	環太平洋短期大学部									
	62	宇部短期大学									
63	佐賀女子短期大学										
			2008年 留学生30万人計画	2009年	81	2009年	81	2009年	81	2009年	81
			2009年 大学全入時代※	2009年	82	2009年	82	2009年	82	2009年	82
				2010年	83	2010年	83	2010年	83	2010年	83
				2010年	84	2010年	84	2010年	84	2010年	84
				2010年	85	2010年	85	2010年	85	2010年	85
				2010年	86	2010年	86	2010年	86	2010年	86
				2010年	87	2010年	87	2010年	87	2010年	87
				2011年	88	2011年	88	2011年	88	2011年	88
				2011年	89	2011年	89	2011年	89	2011年	89
				2011年	90	2011年	90	2011年	90	2011年	90
				2011年	91	2011年	91	2011年	91	2011年	91
				2012年	92	2012年	92	2012年	92	2012年	92
				2012年	93	2012年	93	2012年	93	2012年	93
				2013年	94	2013年	94	2013年	94	2013年	94
				2013年 ?	95	2013年 ?	95	2013年 ?	95	2013年 ?	95
				2013年 ?	96	2013年 ?	96	2013年 ?	96	2013年 ?	96
				2013年 ?	97	2013年 ?	97	2013年 ?	97	2013年 ?	97
				2014年	98	2014年	98	2014年	98	2014年	98
				2014年	99	2014年	99	2014年	99	2014年	99
				2014年	100	2014年	100	2014年	100	2014年	100
				2014年	101	2014年	101	2014年	101	2014年	101
				2014年	102	2014年	102	2014年	102	2014年	102
				2015年	103	2015年	103	2015年	103	2015年	103
				2016年	104	2016年	104	2016年	104	2016年	104
				2016年	105	2016年	105	2016年	105	2016年	105
				2016年	106	2016年	106	2016年	106	2016年	106
				2017年	107	2017年	107	2017年	107	2017年	107
				2017年	108	2017年	108	2017年	108	2017年	108
				2017年	109	2017年	109	2017年	109	2017年	109
				2017年	110	2017年	110	2017年	110	2017年	110
				2018年	111	2018年	111	2018年	111	2018年	111
				2018年	112	2018年	112	2018年	112	2018年	112
				2019年	113	2019年	113	2019年	113	2019年	113
				2019年	114	2019年	114	2019年	114	2019年	114
				2019年	115	2019年	115	2019年	115	2019年	115
				2019年	116	2019年	116	2019年	116	2019年	116
				2020年	117	2020年	117	2020年	117	2020年	117
				2020年	118	2020年	118	2020年	118	2020年	118
				不明	119	不明	119	不明	119	不明	119

2022年2月15日最終確認

表2 留学生別科一覧(設立年度順)